

# 令和7年度福島県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業

## 募 集 案 内

介護サービス事業所において、令和6年度介護報酬改定により再編された介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に必要な要件整備のため、**専門的知識を有する社会保険労務士を派遣し、指導・助言等を行い、**介護職員の処遇改善が広く行われるよう支援を行う事業です。

- 1 派遣実施期間 令和7年8月から令和8年2月末まで
- 2 実施事業所数 15事業所程度
- 3 申し込み方法 「介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業申込書」(HPに掲載)に記入のうえ、下記宛てにメールまたはFAXで提出してください。

福島県高齢福祉課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

Mail [kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp)

Fax 024-521-7748

電話 024-521-7745

- 4 申込期限 令和7年7月25日(金)必着

- 5 費用 無料

- 6 対象事業所

福島県内の事業所等のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる事業所等で、現在、特定の社会保険労務士等から指導・助言等を受けていない事業所等。

- (1) 処遇改善加算を未取得の事業所等で新規取得を目指す事業所等
- (2) 処遇改善加算を取得しており、上位区分取得を目指す事業所等

- 7 指導・助言回数 1事業所あたり原則3回まで(1回あたり2時間程度)

※一部オンライン利用も可とする。

- 8 指導・助言内容

- (1) 令和6年度介護報酬改定により定められた介護職員等処遇改善加算の区分I~IVに応じた次の取組に関する事

ア 賃金体系等の整備及び研修の実施に関する事

イ 職場環境の改善(職場環境等要件)に関する事

ウ 資格や勤続年数などに応じた昇給の仕組みの整備に関する事

エ 職場環境の更なる改善や見える化に関する事

オ その他介護職員等処遇改善加算の取得要件に関する事

- (2) その他加算の取得に必要な事項に関する事